

令和 8 年 1 月 15 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

特定非営利活動法人
全国精神障害者地域生活支援協議会（あみ）
代表 内山 澄子

令和 8 年度 障害福祉サービス等 臨時報酬改定についての要望書

報酬改定検討チームで示された方向性について

厚労省の報酬改定検討チームにて示された臨時応急的見直しの方向性について全国精神障害者地域生活支援協議会（以下、あみ）は精神障害者の地域生活を支える事業所の全国団体として強い懸念と問題意識を持っています。

12月16日の検討チームでの資料では「就労移行支援体制加算」「就労継続支援B型の基本報酬区分の基準」「制度の持続可能性を確保するため」の3つの見直しが提示されています。背景課題として総費用額の急増があり、その原因として令和6年（2024年）度の報酬改定で平均工賃月額の算定式の変更が挙げられています。しかしこれを直接的な原因と捉えるのは問題と考えます。

平成30年（2018年）度の報酬改定で就労継続支援B型（以下、就B）の報酬に平均工賃による区分が組み込まれました。当初よりあみは作業所時代から続く就Bの役割は単に作業をする場所ではなく障害当事者が「安心できる居場所」や「相談や生活支援の場」が基本であることを訴えてきたところです。さらに導入された平均工賃の計算式は「ひと月の利用者数で割る」計算式のため、障害特性により少日数になりがちな精神障害者の多い事業所の平均工賃が低く算出され、結果、報酬が大きく引き下がるという問題を含むものでした。この問題が令和6年度改定で一定、是正されたというのが私たちの認識です。これまで実際より低く算出されていた平均工賃が本来の数値に近づいただけであり、決して不当に上昇したものではありません。

総費用額の急増の背景には営利を目的に参入してきた就労継続支援A型（以下、就A）や就Bなどの不適切な事案の問題が大きく、まずはその問題への対応こそが求められると考えます。

以上の観点から、現状の問題点と私たちの意見を次の通りまとめました。実態に即した改善に向け、何卒ご検討をいただけますようお願いいたします。

1) 就労移行支援体制加算について

示された方向性では定員数までの上限を設定することとなっています。しかし制度上、就労系事業の定員には上限設定がありません。単価の下落を前提とすれば、理論上は無制限に定員拡張が可能ですが。とりわけ定員 81 人以上は一律の単価設定となっているため、通常では想定し得ない人数を定員とすることでやはり巨額の就労移行支援体制加算を算定することが可能になります。実際に従たる事業所の仕組みを使って、既に 1 事業所で数百名まで定員拡大している事業所も存在します。

定員数を上限とするだけでは不適切な加算請求を抑止できないと考えます。

また3年間ルールについても対象者を大幅に増やし、3年毎に入れ替える方法で無効化する事が可能で、既にその方法を展開している事業所もあります。

これらの問題について現在、示されている方向性では解決に至らず、却って不適切な運営、加算請求を正当化する根拠とされかねません。加算の算定方法（体制加算等）の見直しや上限設定を厳格化することなど有効な手立てに切り替えて下さい。

2) 在宅支援について

今回、在宅支援については示されていません。上記にあるような全国各地から多くの人数を集める方法として在宅支援が悪用されています。妥当性を欠く活動内容や常識外の遠隔地での支給決定など制度の乱用が横行しています。また就Bでも特に新規参入の事業所では利用者集めのために在宅支援を謳い文句にしている事例が散見され、就B利用における在宅支援の比率が高まっています。このことが総費用額の急増に直結していると考えます。本来の趣旨に沿った在宅支援が守られるように、一旦立ち止まって算定要件の見直しや点検項目を設定するなど厳格化の方向で検討し直して下さい。その在宅支援の抑制効果を検証しながら、就Bの報酬区分や報酬額を見直すべきか否か改めて令和9年度改定に向けて検討すべきであり、令和8年6月から拙速に変更することは回避して下さい。

3) 新規事業所の令和8年度の基本報酬引き下げについて

サービスの質の担保を目的に新規事業所の基本報酬の引き下げが示されています。収支差率の高い事業が対象とされていますが、この間、収支差率が高くなった背景には人材確保の困難さがあり、その結果人件費支出が縮小された背景があります。また不適切な運営を行う事業所では利潤追求に特化しているため収支差率が高い傾向にあり、資金もあるため新規参入の抑制になりません。そもそも収支差率とサービスの質は関連性が低く、安易に収支差率から検討すべきことではありません。今回の基本報酬の引き下げがサービスの質の担保に繋がらないと考えます。

4) 適切な運営を行う事業所への影響

ここまで述べてきたように、問題の本質は不適切運営事業所の急増とその手段を抑止・制限できていないことにあります。今回、報酬改定検討チームで示された就労移行支援体制加算の見直しは不十分であり、在宅支援の対策は看過されています。このままでは制度の脆弱性を突いた不適切運用・算定が今後も継続、常態化される懸念を拭えません。一方、就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しは適切・不適切を問わず一律に影響を与えるものです。とりわけ適切な運営を行う事業所は小規模であることが多く、その影響は甚大です。既に人材不足の深刻さや物価急騰などに直面している中、加えて基本報酬が下がれば、これまで制度の趣旨に沿った適切な運営をしてきた事業所が縮小や閉鎖に追い込まれてしまいます。そうなれば障害者が行き場所を失ったり、適切なサービスを受けられなくなったりするなどの問題に繋がります。これは基本的な考え方で示されている「サービスの質の担保と制度の持続可能性」に明らかに反するものです。

以上の点を踏まえ、実効性のある対策の検討をお願いします。